



高年齢者就業相談所を廃止しま

3月23日をもって事業を終了する予定です。当日までは通常どおり相談・紹介を行います。町田高年齢者就業相談所(中町第二庁舎) ☎725・6271

ひかりの子保育園パート職員募

勤務日時 週3日以上、午後4時~7時(30分延長あり) / 内容 夕方保育補助 / 委細面談 / 同園 ☎793・6836

バザーのおさそい

日時 3月3日、4日午前10時~午後3時 / 会場 町田ゆめ工房(相原町) / 内容 衣類、食器、カバン、日用雑貨、子供服、着物等 / バザー品(贈答品、タオル、日用品など)の提供をお願いします / 当日のお手伝い等のボランティアを募集しています / 町田ゆめ工房 ☎782・1491

八ローワーク町田からのお知らせ

【若年者向け就職支援セミナー】 対象 おおむね30歳までの方 / 日時 3月2日午後1時~4時30分 / 内容 講義(応募書類の作成・面接対策)、グループワーク(皆で考える職務経歴書・模擬面接) / 定員 20人(予約制、申し込み順) / 八ローワーク ☎732・8563

町田リサイクル公社臨時職員募

資格 30~55歳までの方 / 勤務日時 月々土曜日の間で5日間、午前8時30分~午後5時 / 勤務条件 2か月勤務で1か月休みの繰り返し / 業務内容 中古家具等の展示品販売業務 / 採用 4月1日以降 / 人員 若干名 / 申し込み 写真を張った履歴書を3月2日の

午前9時~午後11時 / 午後1時~4時に直接同公社(町田リサイクル文化センター内) ☎797・9617へ。

明和寄席

日時 3月9日午後7時から / 会場 コメット会館(原町田) / 出演 瀧川鯉昇、春風亭柳好 / 費用 前売1200円、当日1500円 / 町田明和荘タイムス ☎726・9849

東京地方裁判所のお知らせ

問い合わせは総務課広報係 ☎03・3581・2295へ。 【少額訴訟を利用する方へ】 少額訴訟は、原則1回の審理で、直ちに判決が言い渡される手続きで、60万円以下の金銭を請求する すぐに裁判資料が準備できる 内容が複雑だったり難しすぎない、といった条件を満たす場合に適用している手続きです。同訴訟に関する訴状の定型用紙は、簡易裁判所の窓口にあります。また、ホームページ(http://www.courts.go.jp/)からダウンロードできます。

【ご存じですか? 裁判員制度】 Q 裁判員裁判は、1日何時間くらいかかるのですか / A 裁判所や事件によって異なりますが、たとえば午前9時30分頃に裁判所に行き、昼食・休憩を挟んで午後5時頃まで裁判や評議、打ち合わせを行うといった日程が考えられます / 詳細は同制度ホームページ(http://www.saiibanin.courts.go.jp/)をご覧ください。

自動車の登録変更はお済みですか

自動車税は、4月1日現在車検証に記載されている所有者(割賦販売の場合は使用者)に課税されます。自動車を譲渡したとき、使わなくなったとき、住所を変更したときは管轄の運輸支局等で登録変更の手続きを早めに済まして下さい / 町田自動車税総合事務所 ☎03

・5985・7811~3 「花粉の少ない森づくり募金」等のお願い

多摩の森林を花粉の少ない森林に変えていくため、「花粉募金」を行っていますので、ご協力をお願いいたします / 募金方法 銀行振込: みずほ銀行立川支店 普通 1112074 (財) 東京都農林水産振興財団(花粉募金)、郵便局振込: 口座番号 00110・4・501613 (通信欄に「花粉募金」と記入、手数料無料) 電話による募金 ☎0990・5・13000 に電話をかけ、メッセージを聞くと1通話105円の情報が自動的に募金され、花粉の少ないスギへの植え替えに役立てられます。C・Wニコル氏が東京の森の現状や元気な森づくりについて語っています(公衆電話 携帯電話、PHS、IP電話ではご利用いただけません) / 町田東都産業労働局農林水産部森林課 ☎03・5320・4860

東京三井弁護士会多摩支部「これぞ輩退/悪質商法」

寸劇やパネルディスカッションを通じ、被害の実態と防止策、対処法をお伝えします / 日時 3月10日午後2時から(1時30分開場) / 会場 武蔵野公会堂ホール(武蔵野市) / 定員 350人 / 町田東京三井弁護士会多摩支部 ☎042・642・5000

交通遺児育成基金は幼い交通遺児に育成年金を支給します 交通遺児(満13歳未満)が損害賠償金等の中から拠出金を払い込んで加入すると、この資金に国民からの援助金を加えて、安全・確実な運用をし、交通遺児が満19歳に達するまで、3か月ごとにまとめて育成給付金を給付します(年金方式) / 詳細はお問い合わせ下さい / 町田交通遺児育成基金 ☎03・5212・4511、http://www.kotsuji.or.jp



【市民の広場とは】

町田市民の皆さんの交流や、仲間づくりをお手伝いするコーナーです。催しを紹介する「おいで下さい」と、会員募集を掲載する「仲間」の2つのコーナーがあります。

【掲載できる活動】

代表者・連絡先が市内在住者で、市内の公共施設等を利用して行う活動、もしくは野外で行うハイキング・自然観察会など。講師が自ら生徒を募集して行う活動、営利を目的とする活動、政治・宗教活動、法人等の活動、バザー・フリーマーケットなど物品販売を主とする活動、個人宅・宗教施設・ホテル等を会場とする活動、参加費・月会費が上限(3000円程度)を超える活動等は掲載できません。

所定の申込用紙は、広報広聴課広報係(市役所4階)で配布しています。掲載を希望する方は、必ず一度説明を受けたうえで申し込み下さい。この欄に掲載された場合は、町田市ホームページにも掲載されますので「」承下さい。

活動内容の確認やトラブルの解決は、当事者間でお願います(市は関与していません)。また、各開催施設へのお問い合わせは「」連係下さい。市民サークルに関する情報は施設案内予約システム(http://www.yoyaku.machida.tokyo.jp)または各施設の利用端末等)からご覧になれます。

おいで下さい

Table with 6 columns: 催し名 (Event Name), 日 時 (Date/Time), 会 場 (Venue), 費 用 (Fee), 連 絡 先 (Contact), 備考(対象等) (Remarks/Target Audience). Contains a detailed list of community events such as '地域交流・お茶を飲みながらおしゃべりしませんか', 'ダンスパーティー', '親子で遊ぼう わらべうた', etc.